平成２５年（フ）第３１２号
神戸市垂水区下畑町字向井460番地　ハイツノナカ101号、従前の住所神戸市垂水区塩屋町６丁目34番31号　塩屋ヴィレッジＣ―101号
債務者　宮本　吉久
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４１号
兵庫県尼崎市潮江３丁目13番３号、前住所兵庫県尼崎市浜２丁目８番11号
債務者　北村　志穂
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６８号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目12番３号　キューブ南武庫サザンⅡ205号
債務者　先川　　徹
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８０号
兵庫県尼崎市栗山町２丁目20番２号
債務者　野村　洋平
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８６号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目３番11号　中島方
債務者　千田　貞子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３００号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目１番43号
債務者　西山喜久二郎
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０１号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目24番１―401号
債務者　西村　建児
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３８号
広島市南区東本浦町17番25―402号
債務者　井口　賢一
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０５号
広島市南区出汐３丁目４番31―401号
債務者　天満美代子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８７号
大分県別府市大字南立石2074番地の１　第２山口コーポ101号
債務者　土谷　優太
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３８号
沖縄県浦添市伊祖５丁目11番８―706号　パラティーノ伊祖
債務者　知念小百合（旧姓花城）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５７号
福島市松川町沼袋字戸ノ内51番地の２　みどり山荘い号、従前の住所福島市松川町美郷２丁目25番地の７
債務者　伊藤美穂子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第６２号
福島市岡部字町内30番地、従前の住所福島市瀬上町字御蔵場13番地の１　メゾン瀬上101
債務者　菅野　　穣
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１号
福島県相馬市中野字黒木田152番地の１　市営黒木田団地Ｋ１号棟104号室
債務者　清水　明美
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第１３９号
金沢市桜田町２丁目147番地　チェリーコートＣ206号、従前の住所福井市二の宮４丁目34番８号
債務者　二郷　尚明
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１４８号
金沢市保古１丁目51番地、従前の住所石川県白山市福留南１丁目118番地
債務者　大門　浩幸
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１５６号
金沢市東山３丁目31番12号　イーストキャニオン３―Ｃ、住民票上の住所石川県羽咋市千路町東区89番地
債務者　金森　啓示
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
金沢地方裁判所